



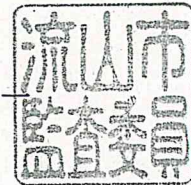
流山市監査委員告示第3号

随時監査(学校事務)の結果に基づき講じた措置について、流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和2年4月21日

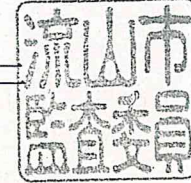
流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

森 亮





第4号様式

流教学第1240号

令和2年2月25日

流山市監査委員 佐々木 健一 様
流山市監査委員 森 亮 二 様

流山市教育委員会教育長 後田 博美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和2年2月20日付け、流監第86号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和2年2月20日・流監第86号		
監査の種別	随時監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
学校教育部 学校教育課	指摘 (3)	契約事務について、 予算執行伺書の一部 に記載の誤り等があ った。事故の発生を 未然に防ぐために も、書類を作成する 上でのマニュアルや 決裁におけるチェッ ク項目のリストを作 成するなど、速やか に事務処理の見直 し、改善を行い再発 防止を求める。	今後は、事故の発生 を未然に防ぐため に、契約事務の決裁 に係りチェック項目 リストを作成し、確 認を行います。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。